

(単位:千円,%)

年 度	平成16年度 (計画前5年度) (決算)	平成17年度 (計画前4年度) (決算)	平成18年度 (計画前3年度) (決算)	平成19年度 (計画前々年度) (決算)	平成20年度 (計画前年度) (決算見込)	平成21年度 (計画初年度)	平成22年度 (計画第2年度)	平成23年度 (計画第3年度)	平成24年度 (計画第4年度)	平成25年度 (計画第5年度)
区 分										
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)		2,360	-2,601	165	-937	2,226	-1,934	0	0	0
積 立 金 (K)										
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)		4,360	5,307	2,706	2,871	1,934	0	0	0	0
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)										
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)		6,720	2,706	2,871	1,934	4,160	0	0	0	0
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)		1,413								
実 質 収 支		5,307	2,706	2,871	1,934	4,160	0	0	0	0
(N)-(O)										
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)		0	0	0	0	0	0	0	0	0
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)		106	108	96	84	51	46	63	55	48
地 方 財 政 法 施 行 令 第 20 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)		0	0	0	0	0	0	0	0	0
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)		21,937	23,013	31,461	46,282	55,215	51,940	42,722	42,722	42,722
資 金 不 足 比 率 ((R)/(S)×100)		0	0	0	0	0	0	0	0	0
積 立 金 現 在 高		0	0	0	0	0	0	0	0	0
企 業 債 現 在 高		421,652	672,671	701,451	780,626	785,253	748,556	748,808	703,043	703,445
うち建設改良費・準建設改良費に係るもの		421,652	672,671	701,451	780,626	785,253	785,263	748,556	749,559	703,043
うちその他に係るもの									704,755	646,981
									643,928	581,652
									644,409	582,161
									646,981	583,984

(2) 他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	平成16年度 (計画前5年度) (決算)	平成17年度 (計画前4年度) (決算)	平成18年度 (計画前3年度) (決算)	平成19年度 (計画前々年度) (決算)	平成20年度 (計画前年度) (決算見込)	平成21年度 (計画初年度)	平成22年度 (計画第2年度)	平成23年度 (計画第3年度)	平成24年度 (計画第4年度)	平成25年度 (計画第5年度)
区 分										
収 益 的 収 支 分		30,923	35,079	32,019	8,755	8,693	9,918	18,019	18,701	10,624
うち基準内繰入金		27,830	29,988	32,019	8,355	8,693	8,918	7,434	7,775	7,086
うち基準外繰入金		3,093	5,091	0	400	0	1,000	10,585	10,926	3,538
うち料金収入に計上すべき繰入等										
うち赤字補てん的なもの		3,093	5,091	0	400	0	1,000	10,585	10,926	3,538
資 本 的 収 支 分		4,985	36,640	15,087	45,456	20,161	20,327	36,397	36,145	45,213
うち基準内繰入金		4,563	4,791	6,110	7,462	10,882	10,882	18,349	18,223	22,757
うち基準外繰入金		422	31,849	8,977	37,994	9,279	9,445	18,048	17,922	22,456
うち赤字補てん的なもの		422	31,849	8,977	37,994	6,098	9,445	18,048	17,922	22,456
									45,063	58,815
									58,736	61,976
									59,518	31,138
									29,218	30,824
									29,218	30,824

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成16年度 (計画前5年度) (決算)	平成17年度 (計画前4年度) (決算)	平成18年度 (計画前3年度) (決算)	平成19年度 (計画前々年度) (決算)	平成20年度 (計画前年度) (決算見込)	平成21年度 (計画初年度)	平成22年度 (計画第2年度)	平成23年度 (計画第3年度)	平成24年度 (計画第4年度)	平成25年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
料金回収率※	(%)		42	42	47	55	58	54	43	42	38	37
総収支比率(法適用)	(%)											
経常収支比率(法適用)	(%)											
営業収支比率(法適用)	(%)											
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)		105.5	107.9	96.1	84.2	51.2	46.1	63.0	54.6	47.5	45.9
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
繰入金比率	収益的収入分	(%)	57.7	54.2	46.0	14.8	12.1	15.2	30.2	20.7	19.2	18.2
	うち基準内繰入金	(%)	51.9	46.3	46.0	14.1	12.1	13.7	12.6	13.6	12.9	12.0
	うち基準外繰入金	(%)	5.8	7.9	0.0	0.7	0.0	1.5	17.6	7.1	6.3	6.2
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)										
	うち赤字補てん的なもの	(%)	5.8	7.9	0.0	0.7	0.0	1.5	17.6	7.1	6.3	6.2
	資本的収入分	(%)	3.6	8.4	15.8	27.0	13.1	15.3	99.1	99.3	99.4	99.5
	うち基準内繰入金	(%)	3.3	1.1	6.4	4.4	8.4	8.2	50.0	50.0	50.0	50.0
	うち基準外繰入金	(%)	0.3	7.3	9.4	22.6	4.7	7.1	49.1	49.3	49.4	49.5
うち赤字補てん的なもの	(%)	0.3	7.3	9.4	22.6	4.7	7.1	49.1	49.3	49.4	49.5	

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	収入の見込みについては現在の料金体系で見込んでいる。また、現在行っている拡張工事に伴い22年度までは給水人口の増加により収入増が見込めるが、それ以降については給水人口も横ばいとなり、収入も一定すると見込んでいる。
2 他会計繰入金の見込み	実質収支が赤字にならないよう、不足額については、一般会計から繰入れることとする。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	平成21年度に拡張工事を完了し、その後の拡張工事の予定は現在のところない。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減		
○ 地方公務員の職員数の純減の状況	②	職員数については、町全体の職員数として集中改革プラン・行財政改革大綱に沿って計画的に人員削減に取り組んでいる。
○ 給与のあり方		
◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	②	国家公務員の給与構造改革にあわせて給与構造の見直しを行った。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		簡易水道事業特別会計には、技能労務職員は無し。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方		該当なし。
◇ 福利厚生事業のあり方		該当なし。
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等		
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	③	施設の維持管理費については、施設の電気量や薬品費などのランニングコスト削減に努める。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	③	水道施設の運転管理業務及び水質管理など民間委託を平成21年度より実施している。

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	①	平成20年度現在、供給単価146円・給水原価265円であるが、今後、地方債元金の据置期間が満了を迎える為、給水原価の高騰が懸念される。このような状況の中、平成21年度で地域水道ビジョンを策定中であり、料金改定については、そのビジョンを踏まえ、社会情勢の変化や近隣市町村の水道料金も考慮して決定したい。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		広報誌にて財務状況を公表。今後も、住民に分かりやすいよう工夫を加えて、積極的に公表を行う。
○ 行政評価の導入		今後、行政評価の導入については検討する。
5 その他	①	基準外繰入を行わず水道料金に賦課すると、料金の大幅な高騰につながるため、今後も繰入を要望するものであるが、町財政もひっ迫していることから、一定の料金値上げを検討する必要がある。

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。
なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	平成21年度まで拡張工事を行う計画で職員数3名を予定していたが、人員の適正化を図る為、平成20年度に前倒して職員数を1名減したところである。今後は人員の削減は厳しいところであるが、人件費の削減に努めていく。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	
4 その他	

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、計画前年度を基準年度として、当該計画期間中の各年度との比較により改善額を算出し計上すること。ただし、当該見直し施策が計画前年度以前（計画前5年度の間に実施したものに限り。）から実施しているものであって、当該見直し施策の改善効果が公営企業経営健全化計画の期間中においても継続するものについては、当該継続する改善額を計画期間中の各年度の改善額に計上して差し支えないこと。
5. 4による「改善額」が基準年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上し、計画期間内（又は計画前5年間）を通じての改善額しか算出できない項目については、当該計画期間内（又は計画前5年間）を通じた改善額を「計画合計」欄（又は「計画前5年間実績」欄）に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中の「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除(見込)額）であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 線上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:千円、%)

課題	目標又は実績	平成16年度 (計画前5年度) (決算)	平成17年度 (計画前4年度) (決算)	平成18年度 (計画前3年度) (決算)	平成19年度 (計画前々年度) (決算)	平成20年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成21年度 (計画初年度)	平成22年度 (計画第2年度)	平成23年度 (計画第3年度)	平成24年度 (計画第4年度)	平成25年度 (計画第5年度)	計画合計
【収入の確保】													
2	料金改定率												
	改善額(料金の適正化)※1												
	未収金の徴収対策												
	改善額												
	一般会計負担金の額												
改善額(負担金の確保等)													
資産の有効活用													
	改善額(収入増額)												
その他()													
	改善額												
【経費の削減】													
1	職員給与費の適正化												
	職員給与費(退職手当以外)		20,963	22,300	22,683	18,038		16,835	18,303	18,303	18,303	18,303	18,303
	改善額					4,645	4,645	5,848	4,380	4,380	4,380	4,380	23,368
	給与水準												
	改善額												
その他()													
改善額													
職員給与費(退職手当)													
職員数(人)		3	3	3	2		2	2	2	2	2	2	
増減数(人)					△1	△1							
維持管理費等													
改善額(適正化)													
工事コスト※2													
改善額(縮減額)													
その他()													
改善額													
累積欠損金比率													
	増減												
	企業債現在高		421,652	672,671	701,451	780,626		785,253	748,556	703,043	643,928	581,652	
増減													
計画前5年間改善額 合計							4,645						
改善額 合計												23,368	21,900
(参考) 補償金免除額												11,084	

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 各年度の「職員数」欄については、地方公営企業決算状況調査書の作成時点(翌年3月31日時点)の職員数を記入すること。

注3 ※1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

注4 ※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

注5 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

注6 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成16年度 (計画前5年度) (決算)	平成17年度 (計画前4年度) (決算)	平成18年度 (計画前3年度) (決算)	平成19年度 (計画前々年度) (決算)	平成20年度 (計画前年度) (決算見込)	平成21年度 (計画初年度)	平成22年度 (計画第2年度)	平成23年度 (計画第3年度)	平成24年度 (計画第4年度)	平成25年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)		2	2	3	3	3	3	3	3	3
年間総有収水量 (千m ³)		144	149	223	250	294	260	260	260	260
公称施設能力 (m ³ /日)		1,257	1,257	1,257	1,257	1,257	1,257	1,257	1,257	1,257
1日最大配水量 (m ³ /日)		812	692	833	1,200	1,257	1,200	1,200	1,200	1,200
最大稼働率 (%)		64.6	55.1	66.27	95.5	100	95.5	95.5	95.5	95.5
供給単価 (円/m ³)		146	149	140	146	149	158	164	164	164
給水原価 (円/m ³)		347	359	297	265	294	380	386	435	445

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。

水道統合計画を今年度中に策定し、平成28年度までに簡易水道事業を統合する予定である。